

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の七（略）

2 前項の特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

一 政令で定める用途に供する岸壁又は栈橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設

二 政令で定める用途に供する荷さばき施設であつて埠頭の近傍に立地するもの及びこれに附帯する政令で定める道路その他の港湾施設

3（略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う

一（略）

十三 高度船舶技術に関する調査を行うこと。

十四 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

十五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2・3（略）

（区分経理等）

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一（略）

四 第十二条第二項の業務

○海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）（抄）

（港湾法の一部改正）

第一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港湾法第五十条の二及び第五十五条の七第二項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第二十二条の規定 平成十八年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日